

令和 2 年 6 月 9 日

組合員各位

広島県美容業生活衛生同業組合

美容所における「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」
の取組の開始について（通知）

拝啓 初夏の候、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

さて、広島県では「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を開始することとなりました。

なおこの取組は、美容所に安心して足を運んでもらうための店舗から県民の皆様へのアピールで、美容所の感染防止策について県が認証を与えるものではありません。宣言書の申請は、原則インターネットによりますが、難しい場合は FAX（店名、取組責任者、対策シート中の実施項目を記入したもの）での申請も可能です。申請は任意で、手数料はかかりません。宣言書を申請する際には、事前に「対策シート」を参照の上、実施可能な取り組みと特に重点的に取り組むものを選択又は記入し、全従業員で意識を共有してください。なお、出来上がった対策シートは、そのまま店舗に使用してください。宣言書は、申請後 3 日以内に（原則インターネットの画像ファイルで）お届けするので、届き次第印刷して、お客様に見えるよう店舗の入り口又は店内に掲示してください。なお、宣言書の画像は A 4 版ですが、拡大印刷して使用することも可能です。宣言後、万一、感染が発生した場合には、次の広島県の取り組みにご協力ください。

- ・保健所が行う積極的疫学調査
- ・自主的な施設名の公表
- ・お客様への連絡

FAX にて宣言書申請**ご希望の美容組合員の方は、****広島県美容業生活衛生同業組合まで記入済の対策シート****(余白部分に店舗名・店舗住所も記入)****を FAX 送信してください。(FAX.082-296-2223) FAX にて申請された美容組合員の方へは、宣言書を美容組合にて印刷して郵送いたします。その場合、インターネット申請よりも宣言書の到着が遅くなる可能性がありますので、予めご了承ください。**

◆宣言書申請のための広島県ホームページURL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/sengen-biyou.html>